

地域の子供・子育て支援を担う 人材の確保、資質の向上に向けた取組

人材の確保

子育て支援員(仮称)研修(現在、国で検討中) → P5~11参照

放課後児童支援員の認定資格のための研修(現在、国で検討中) → P12~14参照

研修等

(平成26年度)

主な内容	事業名	対象者	事業内容	規模
地域の子育て支援・相談従事職員の研修	地域子育て支援研修 → P2・3参照	地域子育て支援機関職員	支援が必要な家庭への関わり、児童虐待防止ネットワークの理解、虐待の未然防止と早期発見等のテーマを設定して実施(演習含む)	年4回 各回定員40名~300名
		子供家庭支援センター職員	見立て・相談援助の実際、社会調査、記録の書き方等ケースワークに必要な知識や技術の向上や、DV・精神疾患等に関する理解促進等のテーマを設定して実施(演習や施設見学含む) 子供家庭支援センター職員は、児童相談センターで実施する児童福祉司等向け研修も一部参加可能	年16回 各回定員20名~100名
		子育てひろば職員	子育てひろばの役割・支援が必要な親子への接し方・利用者のニーズへの応え方等のテーマを設定して実施(演習含む)	年8回 各回定員150名
	母子保健研修 → P4参照	都・区市町村母子保健従事者、保育施設・児童福祉施設・医療機関の職員等	乳幼児の発達、育児支援、悩みを抱える妊婦、発達障害・精神疾患等の理解、感染症予防、虐待予防等のテーマを設定して実施(演習含む)	年10回 70名~270名
その他、学童クラブ従事者(放課後子供教室関係者含む)向け研修、児童館職員向け研修(児童相談センター児童館支援係で実施)、児童相談所職員(児童福祉司、児童心理司等)向け研修、医療機関向け虐待対応研修などを実施				

地域子育て支援研修について（平成26年度）

地域子育て支援機関研修

	研修名	日程	科目	定員	対象者
1	入門研修	9/2	講義「被虐待の淵を生き抜いて～虐待を受けた経験から伝えたいこと」	300	子供家庭支援センター職員、子育てひろば職員、保育所・児童館・学童クラブ職員、区市町村の子育て支援所管部署の職員
2	入門研修	10/14	支援が必要な家庭への関わり～児童虐待の未然防止と早期発見のためにできること	250	
3	基礎研修	調整中	演習「児童虐待防止のネットワーク～要保護児童対策協議会の活用について」	40	子供家庭支援センター職員、子育てひろば職員、保育所・児童館・学童クラブ職員、区市町村の子育て支援所管部署の職員
4	基礎研修	調整中	演習「児童虐待防止のネットワーク～要保護児童対策協議会の活用について」	40	

子供家庭支援センター職員研修

	研修名	日程	科目	定員	対象者
1	新任センター長研修	6/27	講義・見学「一時保護所について」	20	新任センター長、その他希望するセンター長
			講義「児童相談所の役割と子供家庭支援センターに期待すること」		
			演習「子供家庭支援センター長の役割について考える」		
2	新任研修（市町村部）	7/18	講義「児童福祉法に定める区市町村の役割と子供家庭支援センターについて」	40	新任職員、その他希望する職員
			講義「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方」		
			講義・演習「社会調査と記録の書き方」		
			演習「見立てとケースワーク」		
3	虐待対策ワーカー研修	7/24	講義・演習「相談援助技術～ソーシャルワークの基礎」	40	虐待対策ワーカー、その他希望する職員
4	虐待対策コーディネーター研修	7/31	講義・演習「スーパーバイズについて」	40	虐待対策コーディネーター、その他希望する職員
5	新任研修（区部）	8/21	講義「児童福祉法に定める区市町村の役割と子供家庭支援センターについて」	40	新任職員、その他希望する職員
			講義「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方」		
			講義・演習「社会調査と記録の書き方」		
			演習「見立てとケースワーク」		
6	施設見学研修	9/5	講義「児童自立支援施設について」施設見学	30	希望する職員
7	虐待対策ワーカー研修	9/18	講義・演習「相談援助技術～解決志向型アプローチ」	40	虐待対策ワーカー、その他希望する職員
8	施設見学研修	10/2	講義「児童養護施設について」施設見学	20	希望する職員
9	虐待対策コーディネーター研修	10/24	講義・演習「要対協の活用について」	40	虐待対策コーディネーター、その他希望する職員
10	センター長研修	11/18	講義「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について～平成25年度死亡事例検証部会報告より」	60	センター長
			講義「職員のメンタルヘルスについて」		
11	新任研修（児相合同）	12/1	講義・演習「各機関での虐待対応と機関同士の連携」	40	新任職員、その他希望する職員
12	新任研修（児相合同）	12/4	講義・演習「各機関での虐待対応と機関同士の連携」	40	新任職員、その他希望する職員
13	タイムリー研修	12/5	講義「ドメスティックバイオレンスについて」	100	希望する職員
14	施設見学研修	12/15	講義「一時保護所について」施設見学	20	希望する職員
15	施設見学研修	12/16	講義「一時保護所について」施設見学	20	希望する職員
16	タイムリー研修	調整中	調整中	100	希望する職員

地域子育て支援研修について（平成26年度）

子育てひろば職員研修

	研修名	日程	科目	定員	対象者
1	子育てひろば職員研修	9/9	子育てひろばの役割を考える～より魅力的なひろばにするために～	150	子育てひろば職員
		9/26		150	
2	子育てひろば職員研修	10/15	支援が必要な親子への接し方～困っている親子の力になるために～	150	
		10/21		150	
3	子育てひろば職員研修	11/7	ひろばでできる利用者支援～利用者のニーズにどう応えるか～	150	
		11/8		150	
4	子育てひろば職員研修	12/9	地域に根ざした拠点を目指して～多様な人を巻き込んだひろばづくり～	160	
		12/11		140	

母子保健研修について（平成 26 年度）

1 目的

東京都内において、保健、医療、福祉の分野で母子保健事業に従事するものに対して、母子保健にかかわる最新の知見、専門的知識及び技術を提供するとともに、少子化社会対策の重点課題に対応した取組の推進に向けて、母子保健医療水準の一層の向上を図る。

2 研修対象者

東京都、区市町村の母子保健従事者（保健師、助産師、看護師、医師、事務職等）、東京都内保育施設及び児童福祉施設の職員等

3 研修計画（予定）

回	日時	研修名	対象者	会場（募集人数）
第 1 回	5 月 2 8 日 午後	発達障害の理解と家族支援	上記対象のとおり	都民ホール（270 名）
第 2 回	6 月 2 5 日 午後	乳幼児の発育・発達と育児支援	上記対象のとおり	都民ホール（270 名）
第 3 回	7 月 2 4 日 午後	悩みを抱える妊婦への支援 ～支援体制の充実に向けて～	保健師	児相センター（100 名）
第 4 回	8 月 2 8 日 午後	精神疾患を抱える親の理解と支援	保健師	児相センター（100 名）
第 5 回	9 月 1 7 日 午後	子供に多い感染症の理解と予防	上記対象のとおり	都民ホール（270 名）
第 6 回	1 0 月 1 6 日 午後	小さな子供を亡くした家族への支援	上記対象、 医療機関	都民ホール（270 名）
第 7 回	1 1 月 1 9 日 午後	保健機関で行う親支援グループ ～事業評価をしてみよう～	保健師	東京都社会福祉保健医療研修センター（70 名）
第 8 回	1 2 月 1 0 日 午後	妊娠期からの児童虐待予防	上記対象、医療機関	都民ホール（270 名）
第 9 回	1 月 2 0 日 午後	被虐待の淵を生き抜いて ～虐待を受けた経験から伝えたいこと～	上記対象のとおり	都民ホール（270 名）
第 10 回	2 月 1 9 日 午後	機能不全家族の中で育つ子供の心理とその支援	上記対象のとおり	都民ホール（270 名）

「子育て支援員（仮称）」（※）の創設について（案）

参考資料1

（※）愛称については、制度のPRを兼ねて公募していく予定

更に意欲のある方は、
保育士、家庭的保育者
放課後児童支援員に！

研修など

「子育て支援員（仮称）」

小規模保育

保育従事者

家庭的保育

家庭的保育補助者

一時預かり

保育従事者

事業所内保育
（※）

保育従事者

放課後児童
クラブ

補助員

ファミリー・サ
ポート・センター

提供会員

利用者支援事業

専任職員

地域子育て
支援拠点

専任職員

乳児院
児童養護施設

補助的職員

障害児支援

指導員

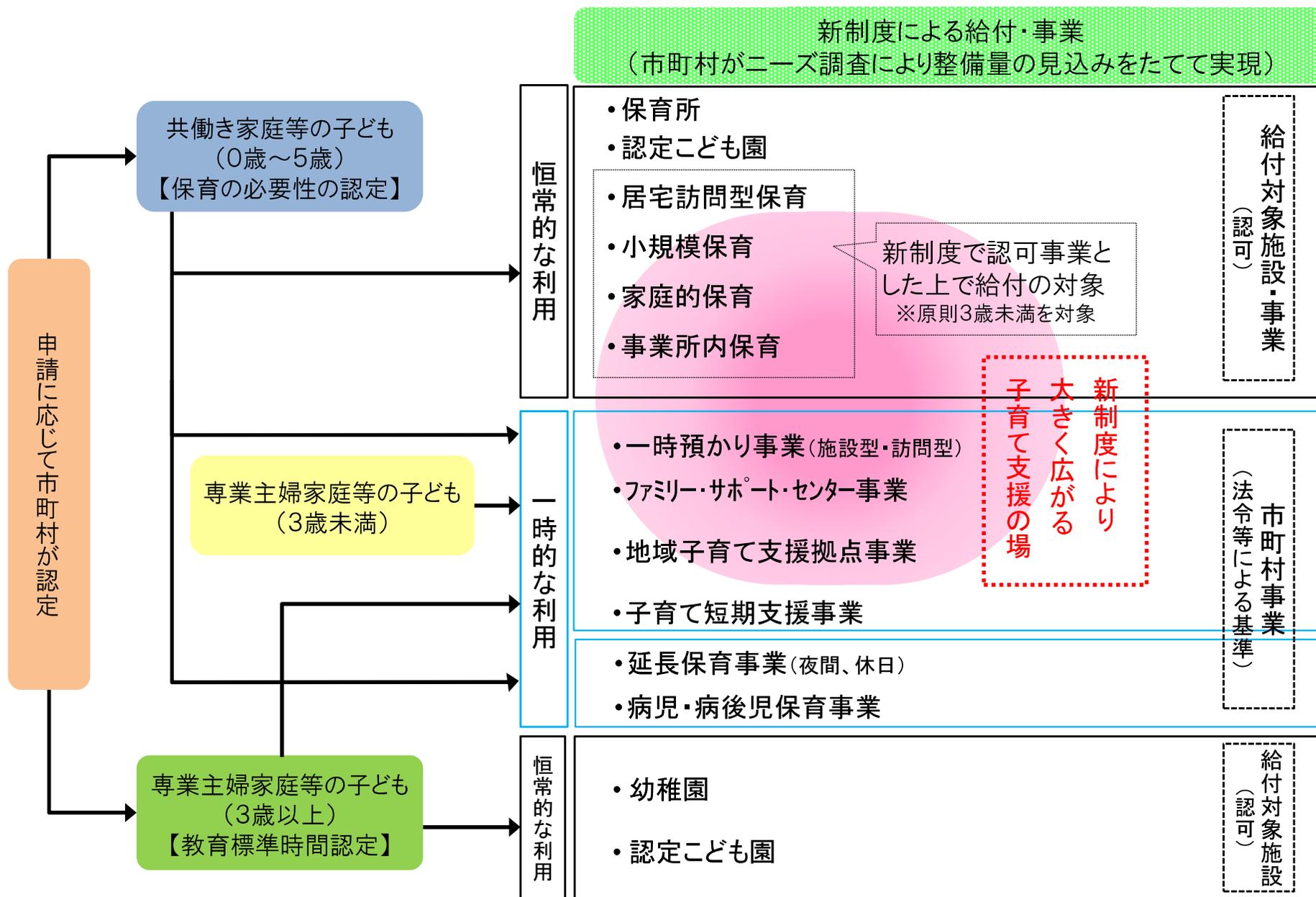
（※）定員19名以下のものに限る。

子育てが一段落した地域の人材

子育て支援員（仮称）研修

子ども・子育て支援新制度による子育て支援の場の広がり

○ 子ども・子育て支援新制度により、すべての小学校就学前の子どもを対象とする保育や子育て支援の場が広がる。



「子育て支援員（仮称）」（※）の創設について（案）

（※）愛称については、制度のPRを兼ねて公募していく予定

趣旨

- 子ども・子育て支援新制度（平成27年度より施行予定）においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となる。
- このため、育児経験豊かな地域の人材を主な対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定する等、これらの分野で活躍していただくことを目的とした制度を創設する。

「子育て支援員（仮称）」制度

- 「子育て支援員（仮称）研修」を国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程として、都道府県又は市町村等が実施。
 - 様々な子育て支援分野に従事できるよう、分野横断の共通の研修課程と各分野の研修課程を用意。
 - 主婦等が研修を受けやすくするための支援を検討。
- 研修修了者を「子育て支援員（仮称）」として研修の実施主体が認定。全国で通用。
 - 認定されると、小規模保育・家庭的保育・一時預かり・事業所内保育の保育従事者等として従事可能。

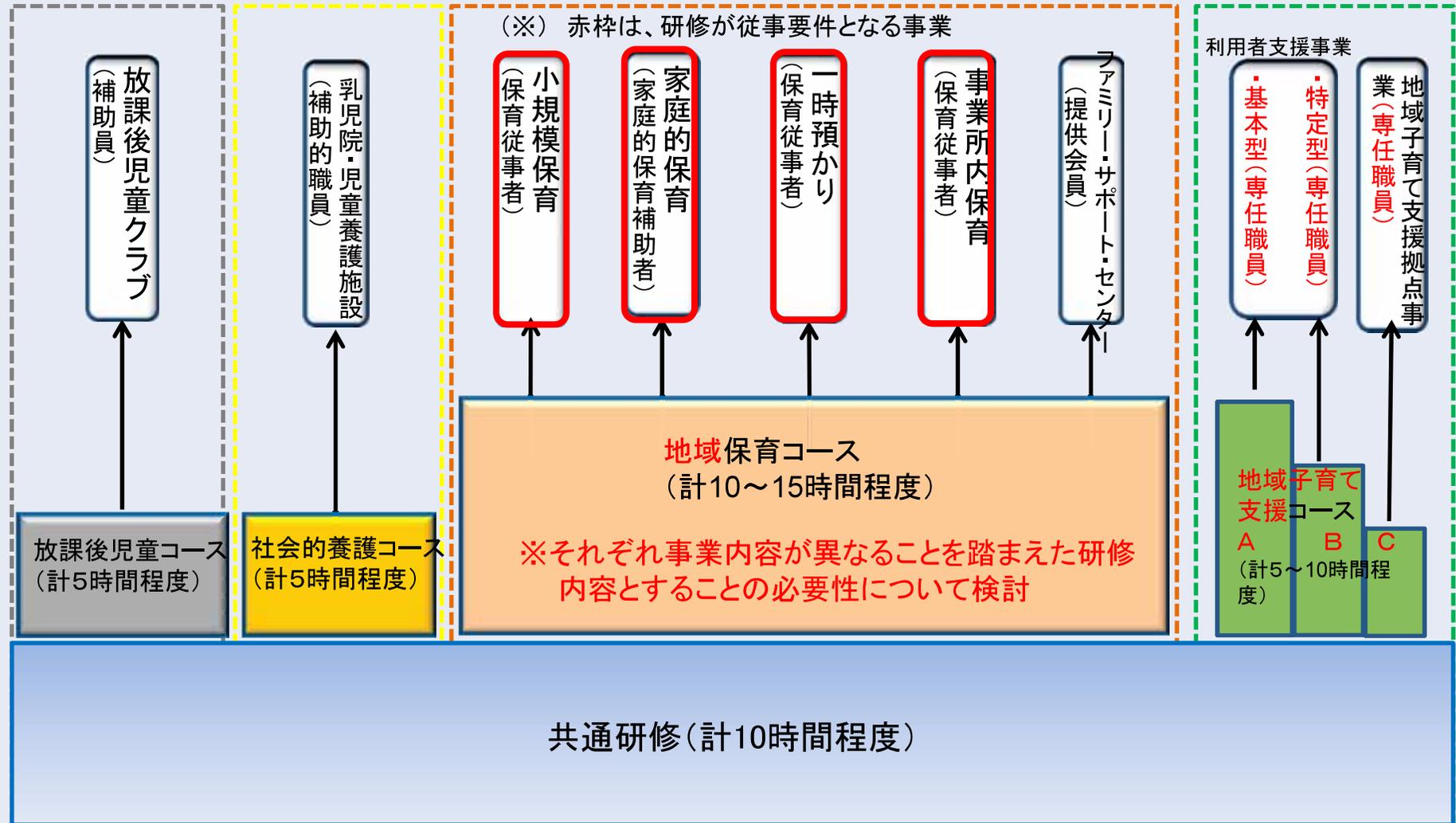


- 更に意欲のある方には、保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みを検討。
- 具体的には、「子育て支援員（仮称）」と認定された者について、
 - ・保育士試験を受験するために必要な実務経験にカウントする
 - ・家庭的保育者・放課後児童支援員として従事するために必要な研修の一部を免除する等を今後検討。

「子育て支援員（仮称）」の創設について（研修体系イメージ）

研修体系のイメージ

※具体的な研修時間・カリキュラムは、今後検討会等で有識者の意見を踏まえ策定する。



※主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

第1回子育て支援員(仮称) 研修制度に関する検討会	資料1
平成26年8月4日	

子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会の設置について

1. 目的

社会保障・税一体改革による子ども・子育て支援の充実としては、子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の実施や社会的養護の充実等が挙げられている。

新制度については、平成27年4月から施行する方針の下取り組んでおり、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業について、新たに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく給付又は事業と位置付けている。また、社会的養護の充実については、より家庭的な養育環境の整備を推進することとしている。

これらの事業等の拡大に伴い、従事する人材の確保が必要となるため、子育て支援分野に従事するために必要となる研修を実施した上で、当該研修を修了した者を認定し、子育て支援分野で活躍して頂くことを目的とした、子育て支援員(仮称)研修制度を創設することとしている。

このため、子育て支援員(仮称)が認定を受けるために受講しなければならない研修のカリキュラムや研修時間等について、雇用均等・児童家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

2. 構成

- (1) 本検討会に次の専門研修ワーキングチームを置く。
 - ・専門研修ワーキングチーム(放課後児童クラブ)
 - ・専門研修ワーキングチーム(社会的養護)
 - ・専門研修ワーキングチーム(地域保育)
 - ・専門研修ワーキングチーム(地域子育て支援)
- (2) 本検討会及び各専門研修ワーキングチーム(以下「検討会等」という。)の構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 検討会等にそれぞれ座長を置く。

3. 検討事項

- (1) 子育て支援員(仮称)研修の具体的な内容(研修カリキュラム・時間の検討)
- (2) (1)のほか、子育て支援員(仮称)の制度化に向けて専門的な検討を要する事項

4. 運営

検討会等の庶務は、次に掲げる検討会等の配分に応じてそれぞれ次に掲げる課室が行う。

- ・子育て支援員(仮称)制度に関する検討会
雇用均等・児童家庭局総務課
- ・専門研修ワーキングチーム(放課後児童クラブ)
雇用均等・児童家庭局育成環境課
- ・専門研修ワーキングチーム(社会的養護)
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
- ・専門研修ワーキングチーム(地域保育)
雇用均等・児童家庭局保育課
- ・専門研修ワーキングチーム(地域子育て支援)
雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室

5. その他

本要綱に定めるほか、検討会等の運営に関し必要な事項は、各座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上定める。

(別紙)

(五十音順、敬称略)

子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会名簿

伊藤 誠二	船橋市健康福祉局子育て支援部保育課長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
古閑 祐樹	NPO 法人あい・ぽーとステーション人材養成事業推進室長
汐見 稔幸	白梅学園大学学長
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授
堤 和子	松戸市役所子ども部子育て支援課 子ども子育て政策室室長補佐
橋本 真紀	関西学院大学教育学部教授
堀内 智子	静岡県健康福祉部理事(少子化対策担当)
松村 祥子	放送大学名誉教授
薬師寺順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
矢藤 誠慈郎	岡崎女子大学子ども教育学部教授

専門研修ワーキングチーム(放課後児童クラブ)名簿

池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
野中 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
堀内 智子	静岡県健康福祉部理事(少子化対策担当)
松村 祥子	放送大学名誉教授
依田 秀任	仁愛大学非常勤講師

専門研修ワーキングチーム(社会的養護)名簿

小木曾 宏	社会福祉法人房総双葉学園 児童養護施設房総双葉学園施設長
坂本 雅子	NPO 法人 SOS 子どもの村 J P A N A 副理事長
佐野多恵子	NPO 法人 静岡市里親家庭支援センター次長
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授
芹沢 出	社会福祉法人宏量福祉会 母子生活支援施設 野菊荘施設長
薬師寺順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
山本 朝美	社会福祉法人小鳩会 小鳩乳児院 施設長
湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授

専門研修ワーキングチーム(地域保育)名簿

伊藤 誠二	船橋市健康福祉局子育て支援部保育課長
大方 美香	大阪総合保育大学学部長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
佐藤 千里	一般財団法人女性労働協会専務理事
矢藤 誠慈郎	岡崎女子大学子ども教育学部教授

専門研修ワーキングチーム(地域子育て支援)名簿

奥山 千鶴子	NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
田中 博章	横浜市こども青少年局子育て支援部長
堤 和子	松戸市子ども部子育て支援課子ども子育て政策室室長補佐
橋本 真紀	関西学院大学教育学部教授
村上 千幸	日本子ども・子育て支援センター連絡協議会事務局長
渡辺 顕一郎	日本福祉大学子ども発達学部教授

子育て支援員(仮称)研修ガイドラインについて

1. 研修ガイドラインの目的

研修ガイドラインは、子育て支援員(仮称)研修の内容について、押さえておくべきポイントとして示し、実施主体又は講師によって内容が異なる、あるいは内容が不十分となることを防ぐことを目的として作成するものである。

2. 研修ガイドラインの内容

① 研修ガイドラインは、共通研修、専門研修の科目ごとに、意義やポイントとなる項目・目標等を示し、講師等が研修を実施する際の留意点として作成するものとする。

特に小規模保育等の保育従事者等として保育に携わる地域保育コースにあっては、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(平成15年12月9日雇児発第1209001号雇児局長通知)(参考資料4)及び「家庭的保育者(保育ママ)の研修についての調査研究」(平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 財団法人こども未来財団)(参考資料5)などの事例をもとに作成するものとする。

② 地域保育コース以外の研修ガイドラインについては、研修の実施状況や事業の実施形態等が異なることから、各事業の実施状況に応じたものとなるよう作成するものとする。

③ なお、共通研修については、各事業の基礎となる研修であることから、地域保育コースに準じて作成するものとする。

3. 検討体制

本検討会の議論を踏まえ、各座長のもと各構成員のご協力をいただき作成。

参考資料 1

放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

<主な基準>

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

資料 5

「放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」開催要綱

(別紙)

放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会名簿

1 目的

- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令基準」という。)については、平成26年4月に公布したところであり、この省令基準の内容等についての検討が行われた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」がとりまとめた報告書(平成25年12月25日)において「今後、新たに作成するガイドライン等で示すべき主なものは、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理していく必要がある。」とされたところであり、その中に「資格要件としての研修科目・内容」等が検討課題として挙げられている。
- 省令基準第10条第3項には、「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者(保育士、社会福祉士他)であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない」と規定したところであり、「都道府県知事が行う研修(以下「認定研修」という。)」を都道府県が実施する際に目安となる研修科目・時間等の研修内容の検討を早急に進め、認定研修ガイドライン(案)を都道府県に示す必要がある。
- さらに、産業競争力会議において議論されている「子育て支援員(仮称)」制度においては、放課後児童クラブの補助員についても、この制度の活用により人材を確保することが想定されており、各分野の専門委員による研修内容等の検討が求められている。
- 以上のことから、放課後児童クラブの質の向上のための研修について、雇用均等・児童家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

2 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。

3 検討事項

- (1) 地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証
- (2) 省令基準に基づき、認定研修ガイドライン(案)[研修体系、研修科目・時間(講義・実習)、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準・方法など]の策定
- (3) 「子育て支援員(仮称)」制度における放課後児童クラブ分野の専門研修(案)[研修体系、研修科目・時間(講義)、講師の選定基準・方法など]の策定、認定研修との関係整理[一部科目免除制度の実施方法の検討など]
- (4) その他質の向上のための研修方法等の検討

4 運営

検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局育成環境課が行う。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上定める。

氏名	所属・役職
池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
野中 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
堀内 智子	静岡県健康福祉部理事(少子化対策担当)
松村 祥子	放送大学名誉教授
依田 秀任	仁愛大学非常勤講師

(敬称略、五十音順)

資料 1

主な論点について

1. 認定研修ガイドライン（案）について

- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「省令基準」という。)に基づき、「都道府県知事が行う研修」(以下「認定研修」という。)の研修科目・時間等を設定するに当たり、放課後児童支援員に求められる資質・技能の水準について、どのように考えるか。
- 認定研修の研修科目・時間、その内容の範囲について、どのように考えるか。
- 既に多くの自治体が従来の放課後児童指導員への研修を実施している状況との整合性について、どのように考えるか。
- 放課後児童支援員が保有する資格等（省令基準第10条第3項）と認定研修の受講内容について、どのように考えるか。
- 認定研修を担当する講師の質や人材の確保について、どのように考えるか。
- 認定研修の実施方法（直営、委託等）について、どのように考えるか。

2. 職員の質の向上のための研修方法等について

- 現任職員の質の向上を図るための効果的・効率的な研修の実施方法について、どのように考えるか。

3. その他

※ 産業競争力会議で議論されている「子育て支援員（仮称）」制度に関する研修内容等について、今後検討する予定。

資料 2

今後の検討スケジュール（案）

第1回（7月1日）

- 座長の選任
- 主な論点・今後の進め方について
- 現行の地方自治体等における放課後児童クラブの指導員等を対象とした研修の実施状況について
- フリーターキング

第2回（7月下旬頃） 8月1日

- 認定研修ガイドライン（案）の検討について① [研修体系、研修科目・時間（講義・実習） など]

第3回（8月中旬頃） 8月21日

- 認定研修ガイドライン（案）の検討について② [保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準・方法 など]

第4回（8月下旬頃） 9月8日

- 認定研修ガイドライン（案）のとりまとめ

第5回（9月上旬～中旬頃） 9月29日

- 職員の質の向上のための研修方法等について①

第6回（9月下旬～10月上旬頃） 10月21日

- 職員の質の向上のための研修方法等について②

第7回（10月中旬～下旬頃）

- 職員の質の向上のための研修方法等について③ [論点整理]

(※1) 認定研修ガイドライン（案）については、とりまとめ後、各都道府県に通知する予定。

(※2) 産業競争力会議で議論されている「子育て支援員（仮称）」制度に関する研修内容等について、今後検討する予定。